

**尼崎商工会議所における小規模事業者持続化補助金の  
「事業支援計画書」(様式 4)発行の受付締切は4月16日(木)です(厳守)**

本会議所では、原則尼崎市内の事業者を対象として、小規模事業者持続化補助金の申請にあたり必要な「事業支援計画書」(様式 4)の発行依頼ならびに申請に関するご相談を承っています。

**「事業支援計画書」(様式 4)の発行依頼につきましては、公募要領の規定により、4月16日(木)まで(本会議所の業務時間は17時30分まで)**とさせていただきます。

受付締切日以降の受付はいかなる理由があってもできません。**発行依頼と併せて様式2、様式3を必ずご提出**いただきますようお願いいたします。

また、申請要件を満たしていないと判断される場合も発行はできませんので、余裕をもってお申し込みください。

**【注意事項】**

- ①作成された申請資料の記載内容を確認させていただいたうえで、「事業支援計画書」(様式 4)を発行いたします。ご相談も原則として申請資料を作成されたうえで承ります。
- ②申請される事業者の社外の代理人のみでの「事業支援計画書」(様式 4)の発行依頼やご相談は承れません。
- ③事前に電話などでのご連絡がなく、郵便や電子メール、ファックスなどで申請資料を本会議所に送付するだけのご依頼は承っておりません

以 上